

教育の無償化への子どもたちの願いを踏みにじる「三党合意」に強く抗議する
～「高校無償化」に関する民主・自民・公明の新たな「三党合意」についての談話～

2012年2月16日 日本高等学校教職員組合 教財部長 坂本 次男

2月14日、民主・自民・公明三党の幹事長は、「高校無償化」に関する新たな「三党合意」の確認書を交わしました。これは、2011年8月9日の「三党合意」の「高校無償化」の見直しにかかわる約束に不誠実であったことを、民主党が自民・公明両党に謝罪すると同時に、「政策効果の検証と必要な見直しの検討につき政党間協議を行う」「平成24年度予算について、引き続き予算審議の中で議論を深め、上記の協議を踏まえ、必要に応じ予算に反映させることも含め、誠実に対処する」という内容となっています。

およそ、教育も含めて国民にとって極めて重要な予算を、一部の政党間の密室協議で決定するなどということが許されるものではなく、国民に開かれた国会の場で堂々と政策論争すべきものです。「約束を守っていない」という党利党略で予算委員会を中断させ、自らの要求を通そうとする自民・公明両党のやり方と、それに屈服した民主党に対して強く抗議するものです。

自民党は現行の「高校無償化」について、ばらまき的で教育上の効果がまったく出ていないと主張していますが、経済的理由による高校中退率が大きく減少し、高校中退者の再入学が7年ぶりに増加するなど、「高校無償化」の政策効果は早くも明らかとなっています。金持ちは応分の負担をすべきというのであれば、証券優遇税制等の金持ち優遇税制こそ直ちに改め、累進課税の強化により富裕層に応分の税負担を担わせるべきです。

社会全体で学びを支えられてこそ、人は教育によって個人の幸福を追求するだけでなく、積極的に社会に貢献しようとしています。教育の最大の受益者は、国民を含んだ社会や国家そのものです。

高校は義務教育ではないから無償化に反対と自民党は主張していますが、無償化の意義をまったく理解していません。「高校無償化法」の第1条「目的」で「教育の機会均等に寄与する」としているように、希望するすべての子どもたちに高校教育を保障することに意義があるのです。授業料そのものをなくしたことが重要なものであり、必要な子どもに措置する奨学金や就学援助制度とは根本的に性格が異なるものです。

日本社会では、高校卒業という資格を得なければ、自立した社会人としてのスタートラインに立つことができません。生活保護受給層の73%が中卒または高校中退であり、ホームレスとなった人の最終学歴は中卒が55%であるという厳しい現実があります。高校進学率は98.2%に達し、高校が準義務教育化していることは国民的常識となっており、高校授業料無償化は国際的常識です。

自公政権が推しすすめてきた「構造改革」路線によって、国民の貧困化と格差は拡大し、「経済格差は教育格差」へとつながり、「貧困の再生産」が繰り返されています。貧困の連鎖を断ち切るためには、生活保護・就学援助・失業給付など、貧困が発生してから対策を講じるより、貧困が発生しないよう予防することの方がはるかに効果的であり重要です。教育の保障こそが貧困の連鎖を断ち切るために必要です。教育に投資された公共資源はやがて税収増・社会保障費の低下など数倍もの経済的リターンがあることがOECDをはじめとした各種の調査・データなどによって明らかとなっています。教育にお金をかけないことこそが最大のムダ遣いです。

「高校無償化」によって、国際的な流れである「教育の無償化」への道を日本もようやく歩み始めました。中等教育・高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権A規約の13条2項(b)(c)の留保を撤回しようとしている今、この流れを逆戻りさせることになれば、歴史上の汚点となります。見直すべきは、「高校無償化法」の附帯決議で規定されているように、「教育の機会均等を図る観点から検討を加え」て国の責任による完全無償化をこそ実現すべきです。

生徒の1割が経済的理由で修学旅行に参加できないという札幌市内のある高校では、「授業料無償化」が決まった日に、何人もの生徒が「授業料がなくなっうれしい。先生ありがとう」とお礼を言いに来たといいます。「三党合意」は、こうした子どもたちの願いを踏みにじるものです。

「子どもたちの学びを社会全体で支える」という国の姿勢を今こそ示すことを強く要求します。

以上